

資 料 一 覧

資料番号	資 料 名	本文掲載頁
資料 1	看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理 抜粋	3,6
資料 2	学部における地域貢献の取組例	4
資料 3	札幌市を巡る保健医療環境	8
資料 4	看護学部在学生アンケート	11
資料 5	札幌市立大学大学院（看護学研究科）開設に関する調査集計結果 社会人対象	11
資料 6	札幌市立大学大学院（看護学研究科）開設に関する調査集計結果 施設代表者対象	12
資料 7	教育課程概念図	12
資料 8	専門看護師教育課程との対比表	17
資料 9	公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則 抜粋	19
資料 10	履修モデル	19
資料 11	修士論文研究指導スケジュール	20
資料 12	公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程	21
資料 13	公立大学法人札幌市立大学倫理委員会規程	21
資料 14	特定課題研究指導スケジュール	23
資料 15	実習施設一覧	24
資料 16	実習承諾書	24
資料 17	看護学部との関連図（カリキュラム・教員組織）	24
資料 18	CNSコースを希望する学生の時間割・学事暦（例）	25
資料 19	看護学研究科時間割	26
資料 20	桑園キャンパス院生研究室見取り図	28
資料 21	2009年度公立大学法人札幌市立大学組織図	35
資料 22	2008年度公開講座開講一覧	38
資料 23	2008年度FD研修会実績	39

看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理 抜粋

(厚生労働省：平成20年7月31日)

I 章 医療・看護を取り巻く状況の変化等について

2. 医療・看護における変化

2) 看護職員の役割の変化

近年、病院の副院長を看護職員が担う等、看護職員の経営参画が徐々に進んでいる。また、専門看護師等の資格が広告可能となったこともあわせると、看護職員の役割やその患者サービス等に与える価値に対する国民の認識が浸透していくことが想定される。

また国民の健康に対する意識の高まりから、予防活動の担い手としての看護職員への期待も増大するとともに、予防から生活の場での療養の支援まで、看護職員が担う地域支援力の強化が求められることが予測される。

さらに今後とも、その時代の社会状況の課題に応じて医療制度の改革が推進されることが想定されるが、その前提として、現場で医療を担う看護職員の教育の改革が行われる必要があるとの指摘もある。

更には、グローバル化の進展に伴い、世界規模の健康問題（感染症、災害、貧困、慢性疾患など）をより意識した看護の提供が求められているものと思われる。

II 章 看護職員に求められる資質・能力について

2. 看護職員に求められる資質・能力

3) 専門職としての資質・能力（技術的側面）

① 専門職として基本となる資質・能力

チーム医療の中で、一人一人の看護職員がより効率的に質の高い看護を提供することができるようにするため、他職種との効果的・効率的な役割分担のもとで看護を行う能力や、医療機関の経営への参画を可能とするよう、運営や経営に関する管理能力を備えることも重要である。

さらに、専門職としての責任感が涵養され、看護職員としての社会的な期待に応える存在であることを意識することで、継続的に質の高い看護を提供するとともに、看護職員としてのキャリアを生涯貫くことへの意識づけにもつながる。

④ 看護の発展に必要な資質・能力

個々の看護職員が実践の場においてその能力を洗練させていくとともに、看護の発展のため、実践知を理論知として普遍化し、EBNの根拠としていく能力、及び理論知を実践知に結びつけ、自ら活用するとともにそれを普及していく能力を身につけた、幅広い総合性や深い専門性、高い管理能力等を有する看護職員をより多く輩出することが必要となる。

学部における地域貢献の取組例

地域との連携研究

研究課題	期 間	概 要
円山動物園のリニューアル計画に関する研究	平成 19 年 6 月 1 日～ 平成 20 年 2 月 29 日	円山動物園のリニューアル計画として、基本構想に基づく以下の 5 つのプロジェクトを実施し、整備計画の導入部を学術的に支援した。 ①ビオトープ植物群落整備デザイン ②アニマルセラピー効果の基礎的検証 ③わかりやすい展示デザイン ④環境に配慮した施設計画と環境計画 ⑤新生円山動物園にイメージ連動したインフォメーションデザイン・システムの構築
商店街の魅力向上に関する事前研究	平成 20 年 2 月 15 日～ 平成 21 年 3 月 31 日	札幌市における 110 の商店街のうち、行啓通商店街、栄町中央通商店街、発寒商店街、手稲本町商店街、末広商店街の 5 商店街の現況調査を各商店街振興組合のヒアリングを行い、商店街の魅力向上に向けた眼に見える部分のデザイン要素と眼に見えないデザイン要素について検討し、札幌市立大学デザイン学部として貢献できる点について検討した。

専門職支援例

研究課題	期 間	概 要
心臓血管センター北海道大野病院との連携協力	平成 19 年 4 月 ～平成 20 年 3 月 計 23 回	臨床実践 院内勉強会・看護研修会 ・フィジカルアセスメント 看護研究研修 ・看護研究についての計画書指導 ・看護研究についての指導 ・院内看護研究発表についての講評 ・看護研究についての特別講義 院内研修会「看護過程について」 卒後 2 年目研修 ・アサーティブなコミュニケーション キャリア開発について 卒後 3 年目研修 ・リーダーシップについて

札幌市を巡る保健医療環境

1 札幌市における世帯数の推移

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
世帯数	564,387	640,005	713,461	759,338	833,796
一世帯あたり人員	2.68	2.55	2.41	2.32	2.21
単独世帯	160,253	197,179	238,167	258,702	309,355
高齢単身世帯数 ¹	12,674	20,293	30,772	46,564	61,584
高齢夫婦世帯数 ²	19,247	28,864	43,078	57,562	70,002

<国勢調査>

2 政令指定都市別の合計特殊出生率、病院数及び病床数

区 分	合計特殊		病院数			病床数		
	出生率	順位	人口 10 万対	順位	人口 10 万対	順位		
札幌市	0.98	15	217	11.5	1	38,630	2,045.0	1
仙台市	1.11	12	61	5.9	9	12,816	1,247.9	8
さいたま市	1.16	8	42	3.6	15	8,002	676.4	16
千葉市	1.20	6	47	5.1	11	9,240	993.5	12
東京都区部	0.95	16	436	5.1	11	81,075	946.3	13
横浜市	1.16	8	137	3.8	14	27,777	771.2	15
川崎市	1.19	7	43	3.2	16	10,409	775.6	14
静岡市	1.22	4	28	3.9	13	8,273	1,161.9	11
名古屋市	1.21	5	139	6.3	8	26,166	1,177.1	10
京都市	1.11	12	110	7.5	5	23,784	1,614.7	3
大阪市	1.15	10	196	7.4	6	34,501	1,309.3	6
堺市	1.23	3	45	5.4	10	13,115	1,576.3	4
神戸市	1.15	10	107	7.0	7	18,952	1,239.5	9
広島市	1.26	2	89	7.7	4	15,061	1,300.6	7
北九州市	1.30	1	92	9.3	2	19,257	1,943.2	2
福岡市	1.08	14	118	8.3	3	22,157	1,567.0	5
			割合%			割合%		
全国	1.26	—	8,943	7.0	2.4	1,626,589	1,273.1	2.4
北海道	1.15	—	613	10.9	35.4	103,712	1,851.7	37.2

(注) 合計特殊出生率は平成 17 年国勢調査

病院数及び病床数は平成 18 年医療施設調査

¹ 高齢単身世帯 65 歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員のいないもの）

² 高齢夫婦世帯 夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員のいないもの）

平成20年2月実施

アンケート調査数

性別	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
男	7	10.9%	6	8.2%	10	12.3%	23	10.6%
女	57	89.1%	67	91.8%	71	87.7%	195	89.4%
計	64	100.0%	73	100.0%	81	100.0%	218	100.0%
在学生数:回答率	83	77.1%	80	91.3%	87	93.1%	250	87.2%

札幌市立大学大学院に「看護学研究科(仮称)」に対して、興味、関心をお持ちですか

区分	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
大いに興味関心がある	5	7.8%	11	15.1%	10	12.3%	26	11.9%
興味、関心がある	32	50.0%	29	39.7%	24	29.6%	85	39.0%
どちらともいえない	8	12.5%	15	20.5%	15	18.5%	38	17.4%
あまり興味、関心がない	11	17.2%	15	20.5%	23	28.4%	49	22.5%
全く興味、関心がない	5	7.8%	0	0.0%	7	8.6%	12	5.5%
わからない	3	4.7%	3	4.1%	1	1.2%	7	3.2%
その他	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	1	0.5%
計	64	100.0%	73	100.0%	81	100.0%	218	100.0%

本大学院「看護学研究科(仮称)」への進学について、どのようにお考えですか

区分	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
進学したい	0	0.0%	1	1.4%	1	1.2%	2	0.9%
条件を整えば進学したい	16	25.0%	12	16.4%	8	9.9%	36	16.5%
就職の後、必要性を感じた場合考えたい	18	28.1%	29	39.7%	43	53.1%	90	41.3%
他大学院へ進学したい	2	3.1%	3	4.1%	4	4.9%	9	4.1%
進学は考えない	18	28.1%	16	21.9%	22	27.2%	56	25.7%
わからない	9	14.1%	11	15.1%	3	3.7%	23	10.6%
その他	1	1.6%	1	1.4%	0	0.0%	2	0.9%
計	64	100.0%	73	100.0%	81	100.0%	218	100.0%

本大学院「看護学研究科(仮称)」では、学生の興味、関心に応じて領域を選択し、履修することを予定しています。どの領域を希望されますか。

区分	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
地域生活看護学領域	2	4.7%	4	8.3%	5	9.6%	11	7.7%
母子看護学領域	15	34.9%	21	43.8%	15	28.8%	51	35.7%
成人看護学領域	6	14.0%	9	18.8%	22	42.3%	37	25.9%
精神看護学領域	6	14.0%	5	10.4%	2	3.8%	13	9.1%
看護技術学領域	10	23.3%	6	12.5%	1	1.9%	17	11.9%
看護教育・管理学領域	1	2.3%	0	0.0%	2	3.8%	3	2.1%
その他	3	7.0%	3	6.3%	5	9.6%	11	7.7%
計	43	100.0%	48	100.0%	52	100.0%	143	100.0%

高度専門職業人として専門看護師(CNS)認定の受験資格及び助産師国家試験受験資格を取得できるよう計画しています。履修を希望しますか。

専門看護師:精神看護分野

区分	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
希望する	18	42.9%	12	26.7%	8	15.4%	38	27.3%
希望しない	24	57.1%	33	73.3%	44	84.6%	101	72.7%
計	42	100.0%	45	100.0%	52	100.0%	139	100.0%

専門看護師:小児看護分野(母子看護学領域)

区 分	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
希望する	26	60.5%	22	48.9%	26	47.3%	74	51.7%
希望しない	17	39.5%	23	51.1%	29	52.7%	69	48.3%
計	43	100.0%	45	100.0%	55	100.0%	143	100.0%

専門看護師:急性・重症患者看護分野(成人看護学領域)

区 分	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
希望する	28	63.6%	23	50.0%	33	58.9%	84	57.5%
希望しない	16	36.4%	23	50.0%	23	41.1%	62	42.5%
計	44	100.0%	46	100.0%	56	100.0%	146	100.0%

助産師国家試験受験資格

区 分	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
希望する	25	56.8%	36	73.5%	33	60.0%	94	63.5%
希望しない	19	43.2%	13	26.5%	22	40.0%	54	36.5%
計	44	100.0%	49	100.0%	55	100.0%	148	100.0%

大学院へ進学する理由をお聞きます(複数回答)。

区 分	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
より専門的な知識を修得したいから	20	31.3%	28	38.4%	33	40.7%	81	37.2%
大学までの教育・研究では不十分と感じるから	0	0.0%	1	1.4%	1	1.2%	2	0.9%
大学院で研究したいテーマがあるから	1	1.6%	2	2.7%	3	3.7%	6	2.8%
専門の幅を広げキャリアアップを図りたいから	13	20.3%	16	21.9%	30	37.0%	59	27.1%
資格・学位・学歴を取得するため	21	32.8%	17	23.3%	28	34.6%	66	30.3%
将来、研究職に就きたいから	4	6.3%	5	6.8%	3	3.7%	12	5.5%
教養、資質を高めて自己啓発を図りたいから	5	7.8%	4	5.5%	6	7.4%	15	6.9%
様々な人と交流して、価値観や発想をリフレッシュしたいから	2	3.1%	3	4.1%	7	8.6%	12	5.5%
その他	3	4.7%	4	5.5%	1	1.2%	8	3.7%

大学院へ進学する際、何を重視しますか(複数回答)。

区 分	1年次		2年次		3年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
教育内容	26	40.6%	36	49.3%	51	63.0%	113	51.8%
学費	26	40.6%	35	47.9%	43	53.1%	104	47.7%
奨学金制度	8	12.5%	15	20.5%	19	23.5%	42	19.3%
資格取得	27	42.2%	39	53.4%	38	46.9%	104	47.7%
教員組織	2	3.1%	14	19.2%	24	29.6%	40	18.3%
利便性	6	9.4%	10	13.7%	12	14.8%	28	12.8%
その他	1	1.6%	2	2.7%	0	0.0%	3	1.4%

札幌市立大学大学院(看護学研究科) 開設に関する調査 集計結果 [社会人対象]

調査対象：北海道内の医療・保健機関及び札幌市保健所に勤務する社会人

調査期間：平成20年 5月23日 ～ 6月30日

配布数： 3,165 件

回答数： 599 件

回収率： 18.9 %

問 大学院に関する関心は [複数回答]

	大いにある	ある	現在はない	不明・無回答
a. 学ぶ内容に	19.3%	41.5%	35.5%	3.7%
b. 修士取得による将来への可能性に	15.2%	34.7%	42.8%	7.3%
c. 専門看護師コースに	19.8%	48.0%	27.5%	4.7%
d. 専門看護師の役割に	21.0%	54.1%	20.0%	4.8%
e. 社会人入学の具体的内容に	22.4%	40.9%	30.4%	6.3%
f. その他	・修士課程 ・認定看護師になりたい			

問 大学院への進学については

	比率
1. 進学を検討している	4.7%
2. 将来、選択肢に入れたい	27.9%
3. 当分考えない	64.3%
不明・無回答	3.2%

問 大学院への進学理由について [複数回答](上記で1と回答した方への設問)

	比率
1. 修士の学位を取得したい	12.2%
2. 専門看護師になりたい	16.7%
3. 看護学を深く追求したい	16.3%
4. 仕事の能力を高めたい	24.7%
5. 将来の進路の可能性を広げたい	12.4%
6. 業務上、必要なため	2.0%
7. 転職や独立のため	5.3%
8. 社会活動に生かすため	6.0%
9. その他	1.5%
不明・無回答	2.9%

問 大学院の生涯学習を支援する機能として期待する内容 [複数回答]

	%
1. 昼夜間の二部開講	21.8%
2. 長期履修制度	10.8%
3. 土日を利用した講座	20.6%
4. 短期集中型の講座	13.6%
5. 大学院間の単位互換	5.1%
6. 実務経験豊富な教授	8.3%
7. 奨学金制度の充実	16.7%
8. その他	1.0%
不明・無回答	2.2%

問 働きながら学ぶ社会人入学を考えていますか

	%
1. はい	36.6%
2. いいえ	55.8%
不明・無回答	7.7%

札幌市立大学大学院(看護学研究科) 開設に関する調査 集計結果 [施設代表者対象]

調査対象：北海道内の医療・保健機関及び札幌市保健所の施設代表者

調査期間：平成20年 5月23日 ～ 6月30日

配布数： 612 件

回答数： 148 件

回収率： 24.2 %

問 貴施設が、大学院教育に期待する人材育成の内容について [複数回答]

	比率
1. 高度臨床看護実践者・専門看護師	15.9%
2. 地域や在宅における看護リーダー	11.3%
3. 同輩・後輩のキャリア支援や教育ができる人材	18.8%
4. 看護管理者	15.1%
5. 看護教育者	12.5%
6. 看護研究者	7.9%
7. 看護技術の開発及び評価能力を備える人材	10.3%
8. 国際的視野のもとで地域活動ができる人材	6.6%
9. その他	0.7%
不明・無回答	0.7%

問 貴施設が、大学院修了者に期待する能力について [複数回答]

	%
1. 正確性・緻密性及び独創性を有する高度な臨床看護実践能力	21.9%
2. 高度な倫理観に基づき、専門看護分野において分析・判断・行動・評価ができる能力	33.2%
3. 多職種と連携し、統合・調整する能力	28.5%
4. 積雪寒冷地における健康づくり支援に取り組む能力	3.3%
5. 国際的視野のもと看護の将来を展望する考察力	10.1%
9. その他	1.1%
不明・無回答	1.9%

問 今後、修士・博士の学位を有する看護職員の採用を増やす考えがありますか

	%
1. はい	36.7%
2. いいえ	49.7%
無回答	13.6%

問 今後、専門看護師の採用を増やす考えがありますか

	%
1. はい	66.2%
2. いいえ	27.0%
無回答	6.8%

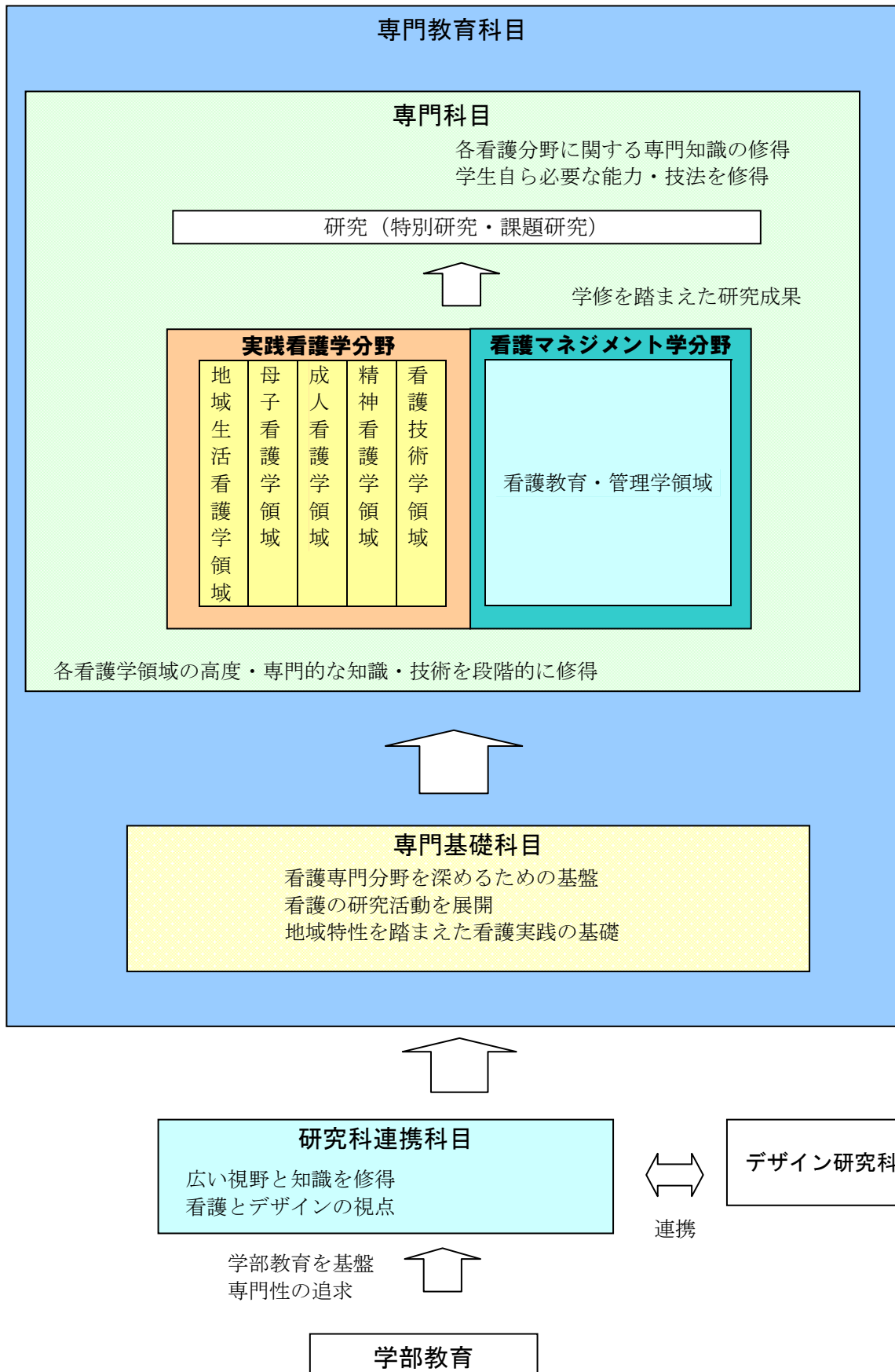
問 どのような領域ですか [複数回答]

a. がん看護	33	g. 家族看護	15
b. 慢性看護	24	h. 感染看護	44
c. 母性看護	7	i. クリティカルケア看護	18
d. 小児看護	8	j. 地域看護	29
e. 老人看護	43	k. 在宅看護	17
f. 精神看護	22		

問 貴施設の看護職員を、現職のまま大学院に進学させる考えがありますか

	%
1. はい	43.9%
2. いいえ	51.4%
無回答	4.7%

看護学研究科教育課程概念図



専門看護師教育課程と研究科授業科目との対比表

資料 8
本文17ページ

科目名	審査基準	本研究科該当科目
共通科目		
看護教育論	看護ケアの質を高めるために必要な看護職への教育的働きかけ、教育環境づくり等、看護の継続教育に関する知識と技術を教授する科目が設けられていること	看護専門職教育特論 継続教育特論
看護管理論	保健医療福祉に携わる人々の間の調整を行ったり看護管理に携わる看護職と協力して専門看護師としての仕事ができるために必要な知識を教授する科目が設けられていること	看護管理学特論
看護理論	卓越した看護実践の基盤となる看護における諸理論や看護に関する諸理論と看護現象との関係について理解を深めるために必要な知識を教授する科目が設けられていること	看護理論特論
看護研究	専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動に必要な分野を越えて共通する知識を教授する科目が設けられていること	看護研究法特論
コンサルテーション論	看護職を含むケア提供者に対して実践的な問題を解決するのを助けるためのコンサルテーションに必要な知識を教授する科目が設けられていること	看護コンサルテーション特論
看護倫理	看護現場において倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行うために必要な知識を教授する科目が設けられていること	看護倫理学特論
看護政策論	看護の質の向上のために制度等の改善を含む政策的な働きかけに必要な知識を教授する科目が設けられていること	健康福祉政策特論

《小児看護専攻教育課程》審査基準

科目	審査基準	本研究科該当科目
専攻分野共通科目		
<p>・小児看護領域での高度な実践活動を行う素地となる援助対象とその人を含めた生活状況を理解し援助を提供できる知識を技術を習得できる科目を選択する。専攻分野専門科目を別に定める場合はそれも含めて12単位以上とることが好ましい。</p> <p>・専攻分野共通科目が1～4とされているが、それらが統合されたり、分化されたりして必ずしも4科目となっていなくてもその内容で審査することとする。</p>		健康福祉政策特論 看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 看護コンサルテーション特論 看護専門職教育特論
1 小児・家族の成長・発達／健康生活に関する科目	小児や家族を対象として捉えるために、成長・発達、セルフケア、コーピング、家族関係、家族発達等の諸理論を含める。	
2 小児看護対象の査定に関する科目	小児・家族の状態(援助効果も含めて)を包括的に査定するための方略や技術・技法を含める。	
3 小児看護援助の方法に関する科目	倫理的判断を含め、査定した状況に応じた援助を行うために必要となる援助方法を含める。	
4 小児の保健／医療環境／制度に関する科目	小児をとりまく社会・保健・福祉・教育の状況を理解し、調整の方法や関係する制度・政策等の方策を含める。	
専攻分野専門科目		
<p>・専攻分野の共通科目に加えて、専門領域としていずれかの領域を選択することができる。その場合は以下の欄を加える。</p> <p>・専攻分野専門科の表示は、照合表に示したレベルにとどめる。学生の専門領域について考慮する場合は、専攻分野共通科目の科目内容の表示に示すこととして、科目として取り扱わない。</p>		小児看護学特論Ⅰ 小児看護学特論Ⅱ 母子看護学特論
実習科目		
<p>・実習時には症例をレポートにまとめることが好ましい。そのレポートは専門看護師として実践したレベルのものとする。</p> <p>・実習場所の選択について、教育の意図との整合性を重視し、スーパービジョンのあり方や学習効果が明確に計画されていることを審査し、場の条件は規定しない。また、必要に応じて複数の実習場所を用いることもある。</p>		小児看護学実習Ⅰ 小児看護学実習Ⅱ
実習	<p>各専攻分野の特殊性を踏まえて、看護の難しい患児／親／家族のケアを実践し、奨励の分析、コンサルテーション等を含め、高度な実践技術の修得をする。</p> <p>6単位以上を必要とするが、実際に臨床の場での学習時間は修得しうる時間をかけることとする。</p> <p>①実践機能 ②コンサルテーション ③教育機能 ④調整機能</p> <p>各々目安として2例以上のレポートを作成する。</p>	

《クリティカルケア看護専攻教育課程》審査基準(2007年から名称を「重症・集中患者看護」に変更)

科目	審査基準	本研究科該当科目
専攻分野共通科目		
	1) 申請校が開設する各々の授業科目が人間存在、危機理論、行動生理学、代謝病態生理学、クリティカルケア治療管理のいずれにせよ、それぞれ2単位相当の内容を含んでいること。 2) 下記の科目の1と2のいずれか、および3, 4, 5のいずれかの内容をバランスよく含んでいること。	健康福祉政策特論 看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 看護コンサルテーション特論 看護専門職教育特論
1 人間存在に関する科目		
2 危機理論に関する科目		
3 クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目		
4 代謝病態生理学に関する科目		
5 クリティカルケア治療管理に関する科目		
専攻分野専門科目		
	1) このうちの2科目以上で6単位となるように編成されていること。 2) この6単位が4科目を越えない範囲で編成されていること。	成人看護学特論 急性期看護学特論 急性期病態管理学特論 成人看護学演習 急性期看護学演習
1 クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ		
2 クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ		
3 安楽・緩和ケアに関する科目		
実習科目		
実習 クリティカルケア看護実習	1) クリティカルケア看護専攻分野教育目標にそって以下のような実習目標(到達基準)が含まれていること。 ①クリティカルケア期の患者の身体的状態について専門的に判断する。 ②患者の苦痛を効果的に緩和する。 ③患者の尊厳を守り、倫理的問題に対応する。 ④治療環境を総合的に管理する。 2) 実習内容 クリティカルケア看護専攻教育課程の実習内容に準ずる。 3) 実習場所の条件 常時、集中治療管理を受けている患者を相当数受け入れている施設であること。 4) 指導体制 クリティカルケア看護実践意専門的に携わる看護職またはクリティカルケア看護学を専門とする教員が指導にあたること。	急性期看護学実習

《精神看護専攻教育課程》審査基準

科目	審査基準	本研究科該当科目
専攻分野共通科目		
単位の配分については、各大学で定めることもできるが、4つの分野の科目を最低12単位以上履修可能であること。		
1 制度や体制に関する科目	必要な科目が置かれていること。あるいは必要な知識を教授する講義が選択できること。	健康福祉政策特論
2 精神の健康生活状態の評価に関する科目	必要な理論および援助法の科目が置かれていること。あるいはいくつかの科目を組み合わせることで履修可能であること。	看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 看護コンサルテーション特論 看護専門職教育特論
3 精神領域のセラピーに関する科目		
4 精神看護の援助法に関する科目		
専攻分野専門科目		
下記の専門科目の単位を、上記2～4の科目として、6単位まで置き換えることができる。		
1 クリティカル精神看護	急性期・救急患者ケアの領域での卓越した看護実践に必要な理論および援助法に関する科目が置かれている。	精神看護学特論Ⅰ 精神看護学特論Ⅱ
2 リハビリテーション精神看護	回復期・社会復帰過程にある精神障害者ケアの領域(地域ケア、訪問看護等を含む)での卓越した看護実践に必要な科目が置かれている。	精神看護学特論Ⅲ
3 薬物依存精神看護	薬物やアルコール依存患者のケアの領域での卓越した看護実践に必要な理論および援助法に関する科目が置かれている。	精神看護学演習Ⅰ 精神看護学演習Ⅱ
4 リエゾン精神看護	リエゾンナースとしての実践に必要な理論および援助(精神力動、コンサルテーション等)に関する科目が置かれている。	
5 メンタルヘルス看護	家庭・学校・職場および地域全般における精神の健康増進と病気の予防の領域での卓越した看護実践に必要な科目が置かれている。	
実習科目		
実習の内容は、「直接看護ケア」「コンサルテーション」「精神療法の実際」を含むものとするが、学生の臨床能力・学習ニーズに応じて、いずれかの領域に重点を置いてよい。		
実習	専門看護師の役割・機能に関しては、役割モデルの居る施設での実習が望ましい。 「精神療法」に関しては、意思や臨床心理士の指導による実習でも、看護のスーパービジョンが必要である。スーパービジョンに関しては、看護の専任教員と専門看護師(相当レベルの臨床指導者)とで協同して行う体制が必要である。	精神看護学実習Ⅰ 精神看護学実習Ⅱ

公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則 抜粋

平成18年4月1日

平成18年規則第16号

第3節 任期

(任期)

第10条 教員は、期間を定めて採用する。

2 前項に規定する教員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

(再任の上限)

第11条 前条第2項ただし書の規定にかかわらず、教員のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、再任回数に上限を設けるものとする。

- (1) 講師
- (2) デザイン学部に勤務する助教及び助手
- (3) 看護学部に勤務する助教及び助手

2 前項に定める再任回数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第3号に掲げる教員 2回
- (2) 前項第2号に掲げる教員 1回

第6節 退職及び解雇

(退職)

第22条 教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職し、教職員の身分を失うものとする。

- (1) 任期が満了し、再任されない場合
- (2) 自己都合により退職を届け出て理事長から承認された場合
- (3) 定年に達した場合
- (4) 退職に係る勸奨に応じた場合
- (5) 期間を定めて雇用されているときは、その期間が満了した場合
- (6) 休職期間が満了した後も、休職事由がなお消滅しない場合
- (7) 死亡した場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、教職員が行方不明になって30日を経過したとき(第17条第1項第9号に掲げる場合を除く。)は、退職したものとみ

なす。

- 3 第1項各号に掲げる事由に該当した場合は、その事由が発生し、退職することとなる日（以下「退職の日」という。）の翌日から教職員としての身分を失う。ただし、理事長は、第1項第1号及び第3号に該当した場合には、退職の日を事由の発生した日の属する年度の末日とすることができる。

（定年）

第24条 教員の定年は満65歳とし、職員の定年は満60歳とする。

（特例による定年の延長）

第25条 理事長は、定年に達した教職員のうち特別な業務に就いていた者について、その退職により業務の運営に重大な支障が生じると認める場合には、1年を超えない範囲で退職の日を延長することができる。

- 2 前項の規定による退職の日の延長は、当初の退職の日から3年を超えない範囲で更新することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（開学時採用教員の定年の特例）

- 2 第22条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間に定年に達した教員の退職の日は、その最初の任期が満了する日とする。

科目区分	授業科目の名称	配当年次(時期)	単位数	実践看護学分野											看護マネジメント学分野		
				地域生活看護学			母子看護学			成人看護学			精神看護学		看護技術	看護教育	看護管理
				老年	在宅	地域	母性	小児	CNS 小児	急性期	CNS 急性期	慢性期	精神	CNS 精神	看護技術	看護教育	看護管理
研究科連携科目	国際関係特論	1・2 前期	2	△			△			△	△	△	△				△
	少子高齢社会特論	1・2 前期	2	△	△	△							△	△			
	健康福祉政策特論	1・2 後期	2		△	△	△	△	○	△	○			○		△	△
	地域経済政策特論	1・2 後期	2														
	ヒューマニティ特論	1・2 後期	2					△	△						△	△	
	コミュニケーション特論	1・2 前期	2									△					
	連携プロジェクト演習	1 通年	2												△		
小計(7科目)	—	14	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
専門基礎科目	看護理論特論	1 前期	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	看護研究法特論	1 前期	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	看護倫理学特論	1 前期	2				△						△		△		
	看護管理学特論	1 前期	2			△			○	△	○			○		△	△
	臨床哲学特論	1 後期	2	△	△	△				△		△					
	看護コンサルテーション特論	1 後期	2						○		○			○			
	看護専門職教育特論	1 前期	2				△	△	○		○			○	△	△	△
	継続教育特論	1 後期	2							△		△			△	△	△
	寒冷地生活支援看護学特論	1 後期	2	△	△			△				△					
	家族看護学特論	1 後期	2	△	△	△	△	△				△					
小計(10科目)	—	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
実践看護学分野	地域生活看護学特論	1 前期	2	○	○	○											
	老年看護学特論	1・2 後期	2	○													
	在宅看護学特論	1・2 後期	2		○												
	地域看護学特論	1・2 後期	2			○											
	地域生活看護学演習	1 通年	2	○	○	○											
	老年看護学演習	1・2 通年	2	○													
	在宅看護学演習	1・2 通年	2		○												
	地域看護学演習	1・2 通年	2			○											
	母子看護学特論	1 前期	2				○	○	○								
	母性看護学特論	1・2 後期	2				○										
	小児看護学特論Ⅰ	1・2 後期	2					○	○								
	小児看護学特論Ⅱ	1・2 前期	2						○								
	母子看護学演習	1 通年	2				○	○	○								
	母性看護学演習	1・2 通年	2				○										
	小児看護学演習	1・2 通年	2					○	○								
	小児看護学実習Ⅰ	1・2 通年	4						○								
	小児看護学実習Ⅱ	1・2 通年	2						○								
	成人看護学特論	1 前期	2							○	○	○					
	急性期看護学特論	1・2 後期	2								○						
	慢性期看護学特論	1・2 前期	2									○					
	急性期病態管理学特論	1・2 後期	2							○	○						
	成人看護学演習	1 通年	2							○	○	○					
	急性期看護学演習	1・2 通年	2							○	○						
	慢性期看護学演習	1・2 通年	2									○					
	急性期看護学実習	1・2 通年	6								○						
	精神看護学特論Ⅰ	1 前期	2									○	○				
	精神看護学特論Ⅱ	1・2 後期	2									○	○				
	精神看護学特論Ⅲ	1・2 前期	2										○				
	精神看護学演習Ⅰ	1 通年	2									○	○				
	精神看護学演習Ⅱ	1・2 通年	2									○	○				
	精神看護学実習Ⅰ	1・2 通年	4										○				
	精神看護学実習Ⅱ	1・2 通年	2										○				
	看護技術学特論Ⅰ	1 前期	2												○		
	看護技術学特論Ⅱ	1・2 後期	2												○		
	看護技術学演習Ⅰ	1 通年	2												○		
	看護技術学演習Ⅱ	1・2 通年	2												○		
小計(36科目)	—	80	8	8	8	8	8	16	8	16	8	8	16	8			
看護マネジメント学分野	看護教育・看護マネジメント学特論	1 前期	2													○	○
	看護教育学特論	1・2 後期	2													○	
	看護マネジメント学特論	1・2 後期	2														○
	看護教育・看護マネジメント学演習	1 通年	2													○	○
	看護教育学演習	1・2 通年	2													○	
	看護マネジメント学演習	1・2 通年	2														○
小計(6科目)	—	12													8	8	
論文	特別研究	1~2 通年	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	課題研究	1~2 通年	4					○		○			○				
	小計(2科目)	—	12	8	8	8	8	8	4	8	4	8	8	4	8	8	8
合計(61科目)	—	138	30	30	30	30	30	34	30	34	30	34	30	34	30	30	30

◎：必修科目 ○：選択必修科目 △：選択科目

修士課程履修モデル

実践看護学分野 地域生活看護学領域 老年

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 国際関係特論 少子高齢社会特論	2 2	● ●				●選択4単位
研究科連携科目 計	4	4	0	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 臨床哲学特論 寒冷地生活支援看護学特論 家族看護学特論	2 2 2 2 2	◎ ◎		● ● ●		◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	4	6	0	0	
(専門科目) 地域生活看護学特論 老年看護学特論 地域生活看護学演習 老年看護学演習	2 2 2 2	○	○ ○		○ ○	○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○	
専門科目 計	16	2	4	0	10	
合計	30	10	10	0	10	
期待される能力						
<p>高齢者の加齢過程や健康生活を営む対象者やケアの提供者に対して、生命力を高め生活を支援するための専門的看護実践を可能にする能力を修得する。また、臨床現場の倫理的課題を含めた諸問題に対し、課題解決のための教育・研究の統合力を修得する。</p>						
期待される進路						
<p>保健・医療・福祉施設における高度臨床看護者の育成、大学等教育・研究機関における教育学教育者、看護学研究者の育成、大学院博士後期課程進学。</p>						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 地域生活看護学領域 在宅

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 少子高齢社会特論 健康福祉政策論	2 2	●	●			●選択4単位
研究科連携科目 計	4	4	0	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 臨床哲学特論 寒冷地生活支援看護学特論 家族看護学特論	2 2 2 2 2	◎ ◎	● ● ●			◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	4	6	0	0	
(専門科目) 地域生活看護学特論 在宅看護学特論 地域生活看護学演習 在宅看護学演習 (研究) 特別研究	2 2 2 2 8	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○選択必修16単位
専門科目 計	16	2	4	0	10	
合計	30	10	10	0	10	
期待される能力						
<p>疾病構造変化や医療政策変革に伴い在宅看護職の重要性が高まる中で、的確な判断力とチームを率いる指導力を培う。また、研究で示されるエビデンスを理解し、実践現場で展開できる能力と共に社会のニーズを在宅看護の視点から把握し、関連ビジネス起業に必要な内外環境分析・組織構築・評価などの基礎能力が期待される。</p>						
期待される進路						
<p>訪問・在宅事業所の管理者 在宅専門研究者(教育) 訪問・在宅・ケアマネージメント関係起業</p>						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 地域生活看護学領域 地域

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 少子高齢社会特論 健康福祉政策論	2 2	●	●			●選択4単位
研究科連携科目 計	4	4	0	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 臨床哲学特論 家族看護学特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ●	● ●			◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	6	4	0	0	
(専門科目) 地域生活看護学特論 地域看護学特論 地域生活看護学演習 地域看護学演習	2 2 2 2	○ ○	○ ○		○ ○	○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○	
専門科目 計	16	2	4	0	10	
合計	30	12	8	0	10	
期待される能力						
個人・家族・集団の生活力量形成をめざしたコミュニティケアを実践でき、同時に俯瞰的視点でコミュニティ全体の健康を保障する保健プログラムを展開する指導力を培う。このプロセスにおいて学際的な研究能力を養い、実践を経た経験知と研究・教育の統合力を修得する。						
期待される進路						
保健看護政策の企画立案を担当する行政職、 公衆衛生看護の高度実践者、教育者 企業などで社員と組織の健全性支援に携わる看護実践者および看護管理者 教育研究機関、報道機関などにおいて学際的な教育・研究・啓発活動を担う看護職者						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 母子看護学領域 母性

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 国際関係特論 健康福祉政策特論	2 2	●	●			●選択4単位
研究科連携科目 計	4	2	2	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護倫理学特論 看護専門職教育特論 家族看護学特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ● ●	●			◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	8	2	0	0	
(専門科目) 母子看護学特論 母性看護学特論 母子看護学演習 母性看護学演習	2 2 2 2	○	○ ○		○ ○	○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○	
専門科目 計	16	4	2	0	10	
合計	30	14	6	0	10	
期待される能力						
<p>女性の生涯を通じた健康支援に必要な知識・技術を獲得し、質の高いケアを提供できる能力を備える。この能力を発揮することにより、看護実践および教育の場において指導的かつ教育的役割を果たすことができる。加えて、常に、ケアの質の向上を目指した現状把握、課題発見および課題解決に取り組むことが期待される。</p>						
期待される進路						
<p>保健・医療施設の高度看護実践者、病院の看護管理者、大学等の看護教育者 WHOなど国際保健分野で活躍する看護職、大学院博士後期課程進学</p>						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 母子看護学領域 小児

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 健康福祉政策特論 ヒューマニティ特論	2 2		●			●選択4単位
研究科連携科目 計	4	2	2	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護専門職教育特論 寒冷地生活支援看護学特論 家族看護学特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ●		●		◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	6	4	0	0	
(専門科目) 母子看護学特論 小児看護学特論 I 母子看護学演習 小児看護学演習	2 2 2 2	○	○		○	○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○	
専門科目 計	16	4	2	0	10	
合計	30	12	8	0	10	
期待される能力						
<p>子どもの成長・発達、健康状態、セルフケア能力、家族発達や家族関係の力動を査定する能力を養い、子どもと家族の個別性に適した支援を提供するための技法を修得する。子どもの生命と健康を守るために、小児看護領域において求められる倫理的判断能力や、他領域との協調・連携に期待される調整能力などを発揮することができる。</p>						
期待される進路						
<p>母子保健・学校保健、小児医療・障害児(者)福祉施設などにおいて指導的な役割をはたす高度看護実践者。小児病棟などの看護管理者。 大学や研究機関における教育・研究者。大学院博士後期課程進学など</p>						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 母子看護学領域 小児(専門看護師コース)

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 健康福祉政策特論 ヒューマニティ特論	2 2		○			●選択2単位 ○選択必修2単位
研究科連携科目 計	4	2	2	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 看護コンサルテーション特論 看護専門職教育特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ○ ○				◎必修4単位 ○選択必修6単位
専門基礎科目 計	10	8	2	0	0	
(専門科目) 母子看護学特論 小児看護学特論Ⅰ 小児看護学特論Ⅱ 母子看護学演習 小児看護学演習 (実習) 小児看護学実習Ⅰ 小児看護学実習Ⅱ (論文) 課題研究	2 2 2 2 2 4 2 4	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○		○選択必修20単位
専門科目 計	20	2	4	2	12	
合計	34	12	8	2	12	
期待される能力						
<p>医療依存度の高い対象に対して、子どもの成長・発達、病態、セルフケア能力、家族発達や家族関係の力動を査定し、状況に応じた支援活動を遂行し、問題解決をはかる能力と技能を有する。また、今後一層の増加が見込まれる居宅患児の医療的ケア支援事業の実現に向けて、優れた倫理的判断力と調整能力を発揮し、対象のニーズに応じた医療・看護・福祉・教育のネットワークを組織することができる。</p>						
期待される進路						
<p>あらゆる小児看護臨床において中心的な役割を担い、事例の健康問題の分析と看護対応、コンサルテーション、教育活動や管理に従事することができる専門看護師。 小児病棟・小児病院などの看護管理者。 大学等における教育・研究者、博士後期課程への進学など。</p>						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 成人看護学領域 急性期

履修科目	単位	履修年次・単位数				計	
		1年		2年			
		前期	後期	前期	後期		
(研究科連携科目) 国際関係特論 健康福祉政策特論	2 2	●	●			●選択4単位	
研究科連携科目 計	4	2	2	0	0		
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 臨床哲学特論 継続教育特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ●	● ●			◎必修4単位 ●選択6単位	
専門基礎科目 計	10	8	2	0	0		
(専門科目) 成人看護学特論 急性期病態管理学特論 成人看護学演習 急性期看護学演習	2 2 2 2	○ ○	○ ○		○	○	○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○		
専門科目 計	16	4	2	0	10		
合計	30	14	6	0	10		
期待される能力							
<p>心身のストレス、倫理的課題や緊急性が高い病態を判断し、個々の健康問題やQOL向上へ向けた適切な看護活動へ結びつけることができる高度な看護実践力を修得、また、複雑な急性期の環境アセスメント、リスクマネジメントができる能力を培うことによって、実践・教育・研究の指導的な役割りを担い質の高い急性期ケアを保障することが期待できる。</p>							
期待される進路							
<p>保健・医療・福祉施設、行政機関において指導的な役割をはたす高度実践者。 急性期病棟などの看護管理者。 大学や研究機関における教育・研究者。大学院博士後期課程進学など</p>							

修士課程履修モデル

実践看護学分野 成人看護学領域 急性期(専門看護師コース)

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 国際関係特論 健康福祉政策特論	2 2	● ○	○ ○			●選択2単位 ○選択必修2単位
研究科連携科目 計	4	2	2	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 看護コンサルテーション特論 看護専門職教育特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ○ ○ ○				◎必修4単位 ○選択必修6単位
専門基礎科目 計	10	8	2	0	0	
(専門科目) 成人看護学特論 急性期看護学特論 急性期病態管理学特論 成人看護学演習 急性期看護学演習 (実習) 急性期看護学実習 (論文) 課題研究	2 2 2 2 2 6 4	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○	○選択必修20単位
専門科目 計	20	4	4	0	12	
合計	34	14	8	0	12	
期待される能力						
<p>緊急性が高い病態を判断し適切な看護活動によって、個々が抱く健康問題を早期に解決し、患者・家族のQOL向上へ寄与できる。また、患者・家族が抱える心身のストレス・倫理的問題に対する確かな介入によって、危機状況の回避を支援できる。さらに多職種間の調整・連携や複雑な急性期環境のリスクマネージメントが出来る能力を培い実践・教育・研究等の指導的な役割を担い、質の高い急性期ケアを保障することが期待される。</p>						
期待される進路						
<p>医療施設、行政機関の看護専門職、特に急性期(救急部門、集中治療部門、周術期、急性期病棟あるいは災害急性期など)の高度な専門職(専門看護師)。 急性期病棟等の看護管理者。 大学等における教育・研究者、博士後期課程への進学など</p>						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 成人看護学領域 慢性期

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 国際関係特論 コミュニケーション特論	2 2	● ●				●選択4単位
研究科連携科目 計	4	4	0	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 臨床哲学特論 継続教育特論 寒冷地生活支援看護学特論	2 2 2 2 2	◎ ◎	● ● ●			◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	4	6	0	0	
(専門科目) 成人看護学特論 慢性期看護学特論 成人看護学演習 慢性期看護学演習	2 2 2 2	○ ○ ○	○	○ ○	○	○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○	
専門科目 計	16	4	2	0	10	
合計	30	12	8	0	10	
期待される能力						
慢性疾患をもつ成人とその家族を理解し支援するための幅広い知識と技術を習得し、多様なケアの場において専門的看護実践を可能にする能力を養う。こうした看護実践能力を基盤として教育・研究の指導的役割を果たし、看護の質向上に寄与する多元的活動を展開することが期待される。						
期待される進路						
保健・医療・福祉施設における指導的役割を担う高度看護実践者、大学等における教育・研究者、大学院博士後期課程進学						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 精神看護学領域

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 国際関係特論 少子高齢社会特論	2 2	● ●				●選択4単位
研究科連携科目 計	4	4	0	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護倫理学特論 臨床哲学特論 家族看護学特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ●				◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	6	4	0	0	
(専門科目) 精神看護学特論Ⅰ 精神看護学特論Ⅱ 精神看護学演習Ⅰ 精神看護学演習Ⅱ	2 2 2 2	○	○ ○		○ ○	○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○	
専門科目 計	16	2	4	0	10	
合計	30	12	8	0	10	
期待される能力						
<p>各発達段階、生活の場におけるメンタルヘルスの問題について広範な知識を有し、精神的健康の程度に応じた対策を立てることができる。また、精神保健福祉に関連する場や病院、あるいは地域社会のいずれかにおいて、常に現状を刷新する視点を持ちながら、質の高いケアを实践できる。それらを行うにあたって、対象の主観的体験を理解し、自己の内面を見つめることができる。</p>						
期待される進路						
<p>医療施設や地域の精神保健福祉関連施設の精神看護のリーダー、ケア開発を担う研究者、地域、学校、企業等で、メンタルヘルスケアの実践者、大学等での教育・研究者</p>						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 精神看護学領域(専門看護師コース)

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 少子高齢社会特論 健康福祉政策特論	2 2	● ○	○ ○			○選択必修2単位 ●選択2単位
研究科連携科目 計	4	2	2	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 看護コンサルテーション特論 看護専門職教育特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ○ ○ ○				◎必修4単位 ○選択必修6単位
専門基礎科目 計	10	8	2	0	0	
(専門科目) 精神看護学特論Ⅰ 精神看護学特論Ⅱ 精神看護学特論Ⅲ 精神看護学演習Ⅰ 精神看護学演習Ⅱ (実習) 精神看護学実習Ⅰ 精神看護学実習Ⅱ (論文) 課題研究	2 2 2 2 2 4 2 4	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			○選択必修20単位
専門科目 計	20	2	4	2	12	
合計	34	12	8	2	12	
期待される能力						
急性期精神看護において、物理的および心理的に安全で、休息できる環境を提供し、事故を防止する。それとともに、速やかに主体性を回復できるように支援する。また、家族への支援および家族との連携、職場、地域などの生活基盤の維持にも取り組む。そして、保健福祉分野の職種とチーム連携して効果を上げることができる。						
期待される進路						
スーパー救急を含む精神科急性期の高度ケア実践者、ケア方法の開発者、医療施設における精神看護領域の看護管理者、大学等の教育・研究者など						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 看護技術学領域 看護技術

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) ヒューマニティ特論 連携プロジェクト演習	2 2		●			●選択4単位
研究科連携科目 計	4	2	2	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護倫理学特論 看護専門職教育特論 継続教育特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ● ●				◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	8	2	0	0	
(専門科目) 看護技術学特論Ⅰ 看護技術学特論Ⅱ 看護技術学演習Ⅰ 看護技術学演習Ⅱ	2 2 2 2	○	○			○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○	
専門科目 計	16	2	4	0	10	
合計	30	12	8	0	10	
期待される能力						
看護技術教育・研究の実践者として看護技術の検証、開発、教授、評価する能力を養うことが期待される。						
期待される進路						
看護職を養成するあらゆる教育施設における教育者、臨地における教育担当・高度看護実践者、看護技術や看護・介護製品の開発に携わる研究者、博士後期課程進学者など						

修士課程履修モデル

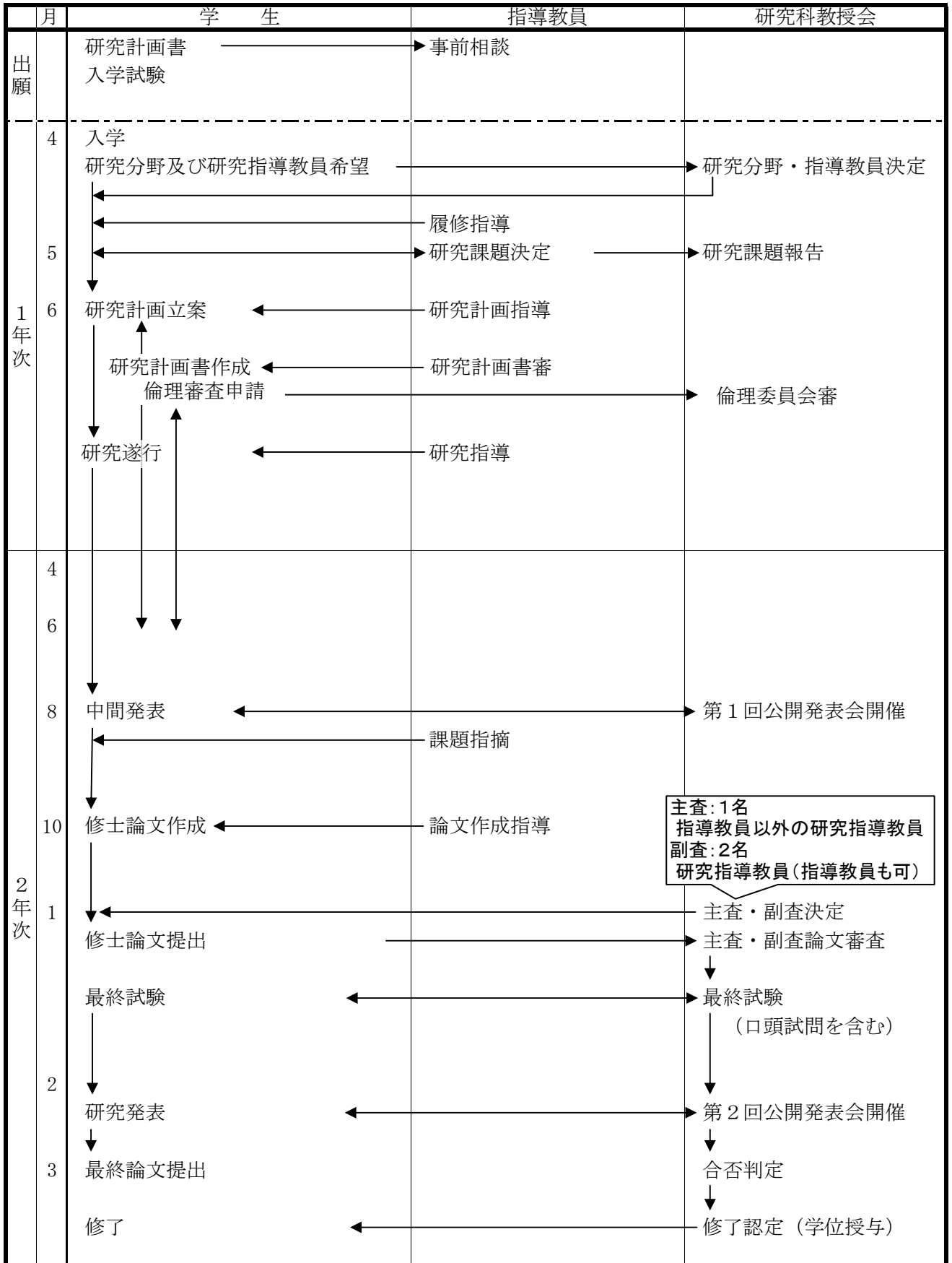
実践看護学分野 看護マネジメント学領域 看護教育

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 健康福祉政策特論 ヒューマニティ特論	2 2		●			●選択4単位
研究科連携科目 計	4	2	2	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 看護専門職教育特論 継続教育特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ● ●			●	◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	8	2	0	0	
(専門科目) 看護教育・看護マネジメント学特論 看護教育学特論 看護教育・看護マネジメント学演習 看護教育学演習	2 2 2 2	○	○ ○		○ ○	○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○	
専門科目 計	16	2	4	0	10	
合計	30	12	8	0	10	
期待される能力						
看護基礎教育、継続教育を展開するための基礎的知識、技術に加え、看護実践における患者教育など様々な状況下において教育的機能を発揮するための知識・技術・態度を持つ。また、実践上の問題解決や看護教育学の発展に必要な研究課題を追求し、研究を継続的に実施する能力を備える。						
期待される進路						
看護基礎教育課程教員、病院、保健所等の看護継続教育担当者、看護協会等専門職能団体の継続教育プログラム立案者、高度な教育的能力を持つ看護実践者、看護基礎教育課程開設準備担当者						

修士課程履修モデル

実践看護学分野 看護マネジメント学領域 看護管理

履修科目	単位	履修年次・単位数				計
		1年		2年		
		前期	後期	前期	後期	
(研究科連携科目) 国際関係特論 健康福祉政策特論	2 2	●	●			●選択4単位
研究科連携科目 計	2	0	4	0	0	
(専門基礎科目) 看護理論特論 看護研究法特論 看護管理学特論 看護専門職教育特論 継続教育特論	2 2 2 2 2	◎ ◎ ● ●	●			◎必修4単位 ●選択6単位
専門基礎科目 計	10	8	2	0	0	
(専門科目) 看護教育・看護マネジメント学特論 看護マネジメント学特論 看護教育・看護マネジメント学演習 看護マネジメント学演習	2 2 2 2	○ ○	○ ○	○	○	○選択必修16単位
(研究) 特別研究	8	○	○	○	○	
専門科目 計	16	2	4	0	10	
合計	30	10	10	0	10	
期待される能力						
ヘルスケア・サービス提供のための看護理念を具現化する組織構築能力、および運営のための管理実践活動への適応力、すなわち問題解決能力(組織アセスメント能力・組織刷新企画及び実践能力・リーダーシップ能力)などを養うとともに看護管理分野の研究能力を身につける。						
期待される進路						
訪問看護ステーション所長、老健・医療施設の看護管理者および副施設長・副院長、保健所の看護管理者、看護基礎教育機関の教育者または研究者						



公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程

平成18年9月6日

平成18年規程第58号

改正 平成20年規程第9号

前 文

大学の重要な役割は、世界人類の選択すべき未来に作用する世界的共通認識を構築することと同時に、地域社会においても都市や市民社会の未来を創造するさまざまな基盤形成に貢献することである。社会が今、大学に期待しているのは、諸学問領域からの散発的な成果ではなく、学問領域を超えて人類共通の諸問題と対峙し、過去の歴史を参照しながら「人間」を機軸にして知識それ自体を再編することである。

さらに、大学の未来は、まず市民と共にあり、市民の健康と安全を保全する都市の将来像と緊密に重なり合う。時代の変化に対処する弾力的な実行計画は、固定化した研究・教育モデルの確立を目的化するのではなく、常に創造性という柔軟なモジュールを大学に組み込むことによって実現される。

「創造性」と「倫理」とは、相反するものでなく、相互の意図をともに意識する人材を連携し、組織化するための言葉であり、場である。すなわち、個人的な知識の発露を前提とした従前の学術研究の枠組みを超え、専門化した領域を超えて広く意見を交換し、次世紀の大学をリードするための研究倫理を形成することが必要である。

21世紀に誕生した新たな公立大学の使命とは何か、その答えを自ら「創造」することが、札幌市立大学の使命であるとも言える。我々は、自由な創造的研究と共に、それに伴う倫理的責任の規範を強く自覚するため、ここに公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程を制定する。

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人札幌市立大学（以下、「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動・態度について定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、法人の専任教員その他法人において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準じて取り扱うものとする。

2 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施及び成果の公表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれらに付随するすべての事項をいう。

3 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。

4 この規程において「共同研究者」とは、研究の代表者となる研究者と共同し研究活動に従事する研究者をいう。

5 この規程において「研究対象者」とは、研究を遂行するに当たって、当該研究の調査対象者となる者をいう。

6 この規程において「研究支援者」とは、研究を遂行するに当たって、様々な形で当該研究を支援する者をいう。

(研究の基本)

第3条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、研究の遂行において常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び法人の規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習及び規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究対象者、研究支援者等に対して

は、謝意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲を逸脱して収集してはならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受け、研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の取扱いについては、札幌市個人情報保護条例（平成16年札幌市条例第35号）その他法人に適用される個人情報保護に係る規程を遵守しなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等において、個人が特定できないように処理し、厳重に管理する。また、個人を特定できる内容については、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等を合理的期間保存しなければならない。ただし、法令又は法人の規程に保存期間

の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係する法人の規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残さ物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもって廃棄処理をしなければならない。

(研究の成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、当該研究の成果を発表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため発表に制約のある場合は、その合理的期間内において発表しないものとするができる。

2 研究の成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究の成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究の成果の発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) ねつ造 (存在しないデータの作成をいう。)

(2) 改ざん (データの変造又は偽造をいう。)

(3) 盗用 (他人のデータや研究の成果等を適切な引用なしで使用することをいう。)

5 研究の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされるおそれがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用及び真摯な表現をしなければならない。

(論文著者の条件)

第11条 次に掲げる事項のいずれも満たす研究者に対しては、研究の成果の発表を行う際にその研究に係る論文の著者としての適切な権利及び義務 (以

下「オーサーシップ」という。)を認める。

- (1) 研究の着想、研究成果の分析、論文の執筆等いずれかの研究過程において主体的に携わっていること。
- (2) 自分が担当した部分について責任をもって説明ができること。
- (3) 共同研究者がそのオーサーシップに同意していること。

(研究費の取扱い)

第12条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、札幌市からの運営費交付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団法人等からの助成金、寄付金等によって賄われていることに常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託にこたえなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令及び法人の規程等を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、証ひょう書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(研究倫理審査委員会)

第14条 この規程の運用を実効あるものにするため、及びこの規程の目的とする研究を推進するために、公立大学法人札幌市立大学倫理委員会を設置する。

- 2 前項に規定する委員会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、経営企画課が所管する。

附 則

(施行期日および適用)

- 1 この規程は、平成18年9月6日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日以降に開始された研究について適用する。

附 則

(施行期日および適用)

- 1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。

公立大学法人札幌市立大学倫理委員会規程

平成19年3月27日

平成19年規程第4号

改正 平成20年規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌市立大学学則第16条第2項の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学（以下「法人」という。）において研究者及び共同研究者（以下「研究者等」という。）が法人内外で行う、人を対象とし、又は人体より採取した材料を用いる研究その他の倫理的な配慮の必要な研究について、「ヘルシンキ宣言」（1964年世界医師会）等の主旨に沿い、特に臨床研究については「臨床研究に関する倫理指針」（2003年厚生労働省）、疫学研究については「疫学研究に関する倫理指針」（2002年文部科学省・厚生労働省）及び看護研究については「看護研究における倫理指針」（2004年社団法人日本看護協会）に基づいて、倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施するために設置する公立大学法人札幌市立大学倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法人に、研究倫理規程第14条1項に基づき、研究倫理に関する重要事項を審議するため、委員会を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、第1条に規定する研究を対象として、研究倫理審査申請書（以下「申請書」という。）に基づき倫理的妥当性の審査（以下「審査」という。）を行う他、研究倫理に関する事項その他理事長が付託した事項を審議する。

(委員会の責務)

第4条 委員会は、審査を行うに当たっては、特に、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 研究の対象となる個人の人権擁護への対応
- (2) 研究の対象となる個人に理解を求め研究協力の同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる危険と不快に対する配慮
- (4) その他倫理的配慮が必要な生物などへの配慮

2 委員会は、法人における研究に係る倫理的事項について、研究者へ必要な事項を周知し、報告し、並びに共通認識及び理解を深める役割を担う。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) デザイン学部長又はデザイン学部長が指名する者
- (2) 看護学部長又は看護学部長が指名する者
- (3) 事務局長又は事務局長が指名する者
- (4) その他理事長が指名する者

2 委員は、理事長が任命する。

(任期)

第6条 前条第1項第1号のデザイン学部長が指名する者、同項第2号の看護学部長が指名する者及び同項第3号の事務局長が指名する者並びに同項第4号の委員に係る任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及びデザイン学部ならびに看護学部から各1名の副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(定足数)

第8条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、学部の異なる委員1人を含む過半数の委員の出席がなければ、合意又は議決をすることはできない。

(議事)

第9条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委

員長が決定する。審査の判定は、出席委員の合意によるものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定することができる。

- 2 審査対象となっている研究の研究者等は、審査の場から退席しなければならない。
- 3 判定は、次に掲げる表示による。
 - (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3) 条件付承認
 - (4) 変更の勧告
 - (5) 不承認
- 4 委員会が軽易な事項に該当すると判断した申請の審査は、迅速な審査を行うことができる。
- 5 審査の経過及び判定は、記録として保存するとともに、承認された研究の課題名及び研究代表者名は、必要に応じて公開されなければならない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。ただし、当該委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(申請手続、判定の通知及び報告)

第11条 審査を申請しようとする研究者等は、申請書に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、委員会に提出しなければならない。委員長は、委員会において当該申請に対する審査を行うために、速やかに委員会を招集しなければならない。

- 2 申請をした研究者は、委員会の求めがあった場合には、委員会に出席し、申請書の内容を説明しなければならない。
- 3 委員会は、申請書の受理後1月以内に審査の結果を申請者に通知書をもって通知するとともに、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による通知をするに当たって、審査の判定が、第9条第3項第3号から第5号に該当する場合には、当該通知に係る通知書に条件を付し、

変更を勧告し、又は不承認とした理由を記載しなければならない。

5 第9条第3項第3号から第5号までに掲げる判定を受けた申請者は、書面をもって委員会に不服申立てをすることができる。

6 委員会は、前項の不服申立てについて速やかに審議し、申請者にその結果を通知しなければならない。この場合において、委員会は、不服申立てがあった旨及びその審議結果を理事長に報告しなければならない。

(専門部会)

第12条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条に規定する審議事項に関し専門的な調査及び審議を行う。

3 専門部会の委員は、委員長が任命する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、第5条第1項各号に掲げる委員以外の者を専門部会の委員として任命することができる。

5 委員は、複数の専門部会の委員を兼ねることができる。

6 専門部会に部会長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。

7 部会長は、専門部会において調査及び審議した事項を委員会に報告するものとする。

8 前各項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員の守秘義務)

第13条 委員会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(議事録の作成)

第14条 委員長は、議事録を作成しなければならない。

(事務局)

第15条 委員会事務局（以下「事務局」という。）を、経営企画課に置く。

2 事務局は、委員会に係る庶務を行う。

3 事務職員は、審査等に係る庶務を行う上で知り得た個人及び申請書に関する

る情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。事務職員を退いた後も同様とする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日以後、平成22年3月31日までの間、委員に係る任期は、第6条本文の規定にかかわらず、2年の範囲内で理事長が別に定める。

(委員長を選任に関する特例)

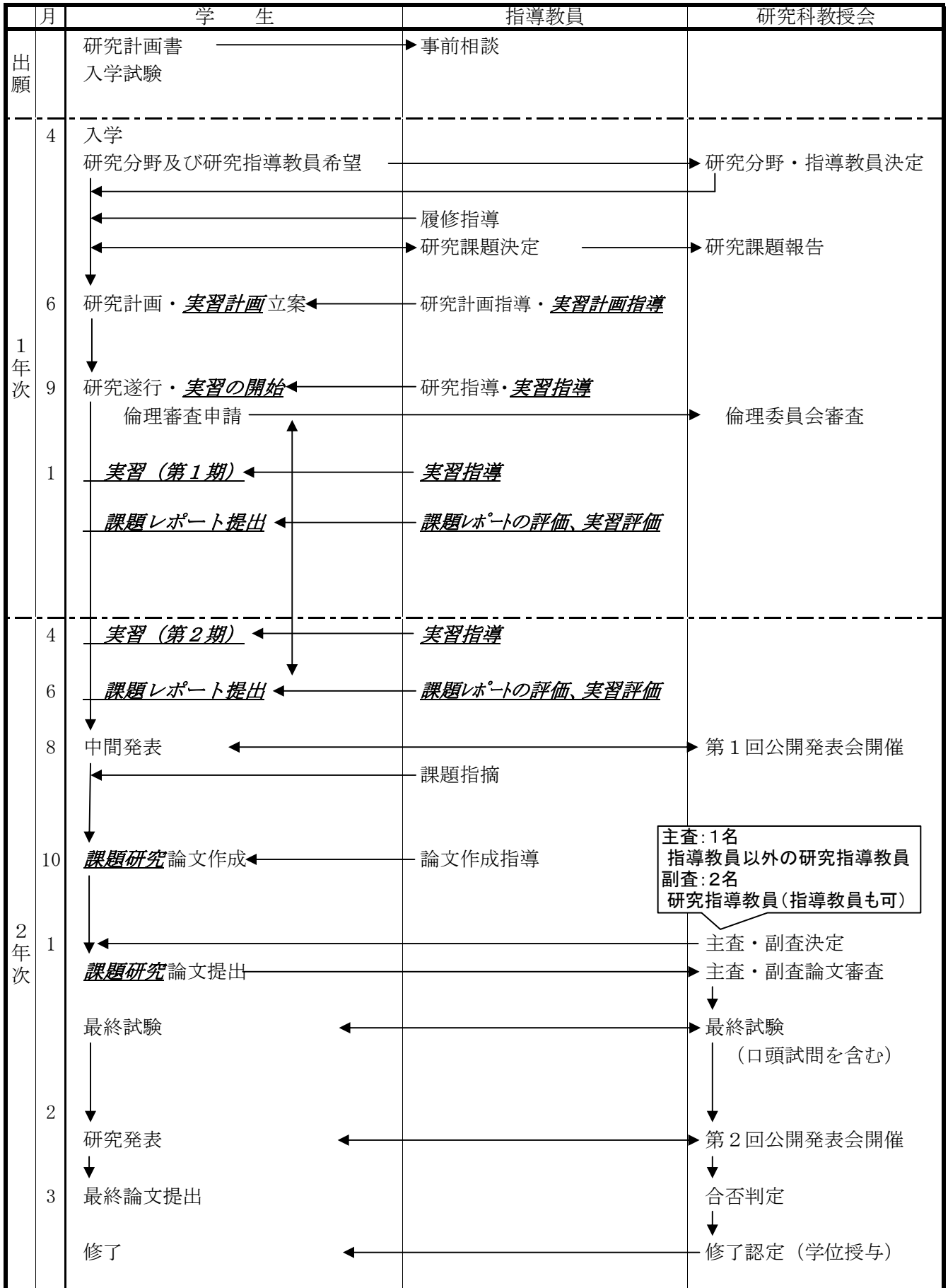
3 施行日以後、平成22年3月31日までの間、委員長については、第7条第1項の規定にかかわらず、委員のうちから理事長の指名する者をもって充てることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。

**** 専門看護師コース ****



札幌市立大学大学院 実習施設一覧

No	施設名	所在地	実習科目	備考
1	市立札幌病院	北海道札幌市	急性期看護学実習	
2	札幌医科大学附属病院	北海道札幌市	急性期看護学実習	
3	聖マリアーナ医科大学病院	神奈川県川崎市	急性期看護学実習	
4	北海道立子ども総合医療・療育センター	北海道札幌市	小児看護学実習 I II	
5	KKR札幌医療センター	北海道札幌市	小児看護学実習 I II	
6	医療法人社団碧水会 長谷川病院	東京都三鷹市	精神看護学実習 I II	
7	医療法人社団 旭川圭泉会病院	北海道旭川市	精神看護学実習 I II	

実習承諾書

[個人情報保護の観点から公表を控えます。]

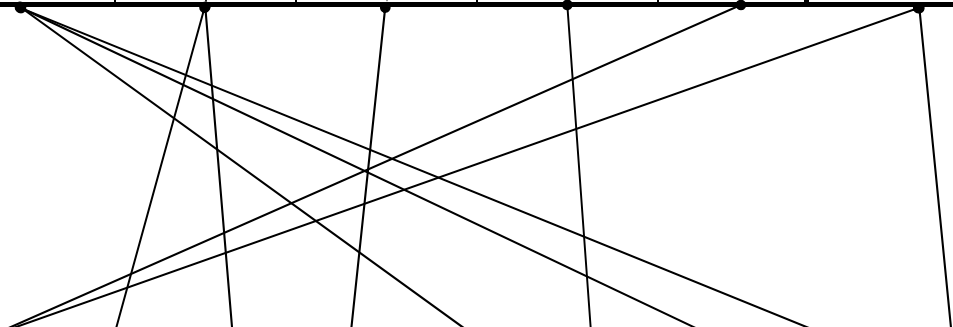
看護学部と看護学研究科の関連図（カリキュラム・教員組織）

【修士課程】

専門領域	実践看護学分野								看護マネジメント学分野
研究分野	地域生活看護学	母子看護学	成人看護学	精神看護学	看護技術学	看護教育・管理学			
研究指導方法	論文	論文 CNS（小児看護）	論文 CNS（急性・重症患者看護）	論文 CNS（精神看護）	論文	論文			論文

【学士課程】

領域	基礎看護	小児看護	母性看護	成人看護	老年看護	精神看護	在宅看護	地域看護	看護管理
授業科目	看護の基盤となるもの	健康レベルに応じて生活を援助するもの						コミュニケーションに関するもの	発展・応用に関するもの



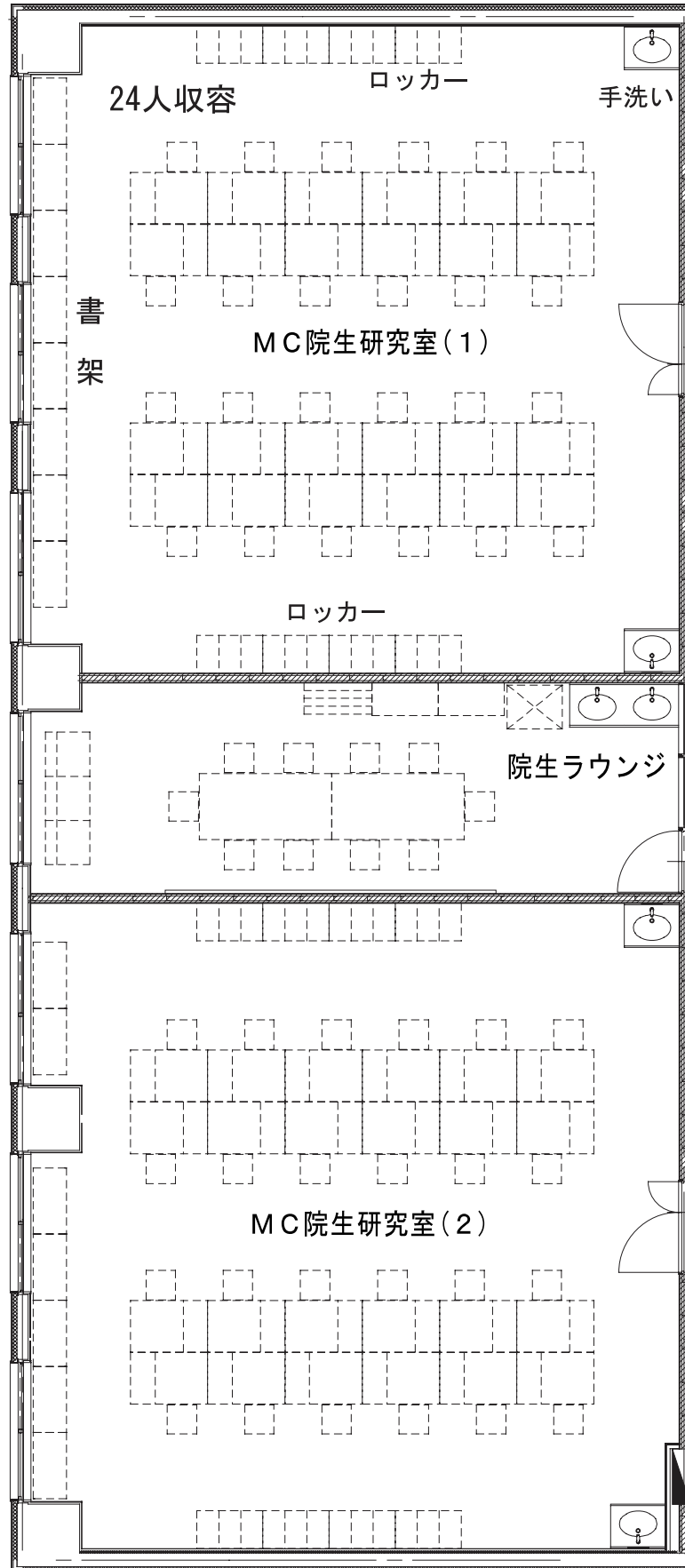
看護学研究科時間割（修士1年）

時間 時限	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1 9:00 ~ 10:30											国際関係特論	健康福祉政策特論
2 10:40 ~ 12:10											コミュニケーション特論	地域経済政策特論
3 13:10 ~ 14:40	老年看護学特論 在宅看護学特論 急性期看護学特論		地域生活看護学特論 慢性期看護学特論 I 看護技術学特論 I <small>看護教育・看護マネジメント学特論</small>	母性看護学特論 小児看護学特論 I 急性期病態管理学特論 精神看護学特論 II								
4 14:50 ~ 16:20	看護理論特論	寒冷地生活支援看護学特論	看護専門職教育特論	継続教育特論			看護研究法特論 臨床哲学特論					
5 16:30 ~ 18:00	看護管理学特論	家族看護学特論	母子看護学特論 成人看護学特論 精神看護学特論 I	看護技術学特論 II 看護教育学特論 看護マネジメント学特論			看護倫理学特論 看護コンサルテーション特論					
6 18:10 ~ 19:40	看護理論特論	寒冷地生活支援看護学特論	母子看護学特論 成人看護学特論 精神看護学特論 I	看護技術学特論 在宅看護学特論 急性期病態管理学特論 精神看護学特論 II	地域生活看護学特論 慢性期看護学特論 看護技術学特論 I <small>看護教育・看護マネジメント学特論</small>	看護技術学特論 II 看護教育学特論 看護マネジメント学特論	看護研究法特論 臨床哲学特論	連携プロジェクト演習 生活看護学演習 地域看護学演習 母子看護学演習 成人看護学演習 精神看護学演習 I				
7 19:50 ~ 21:20	看護管理学特論	家族看護学特論	看護専門職教育特論	継続教育特論	老年看護学特論 在宅看護学特論 地域看護学特論 急性期看護学特論		看護倫理学特論 看護コンサルテーション特論					看護技術学演習 I 看護教育・看護マネジメント学演習

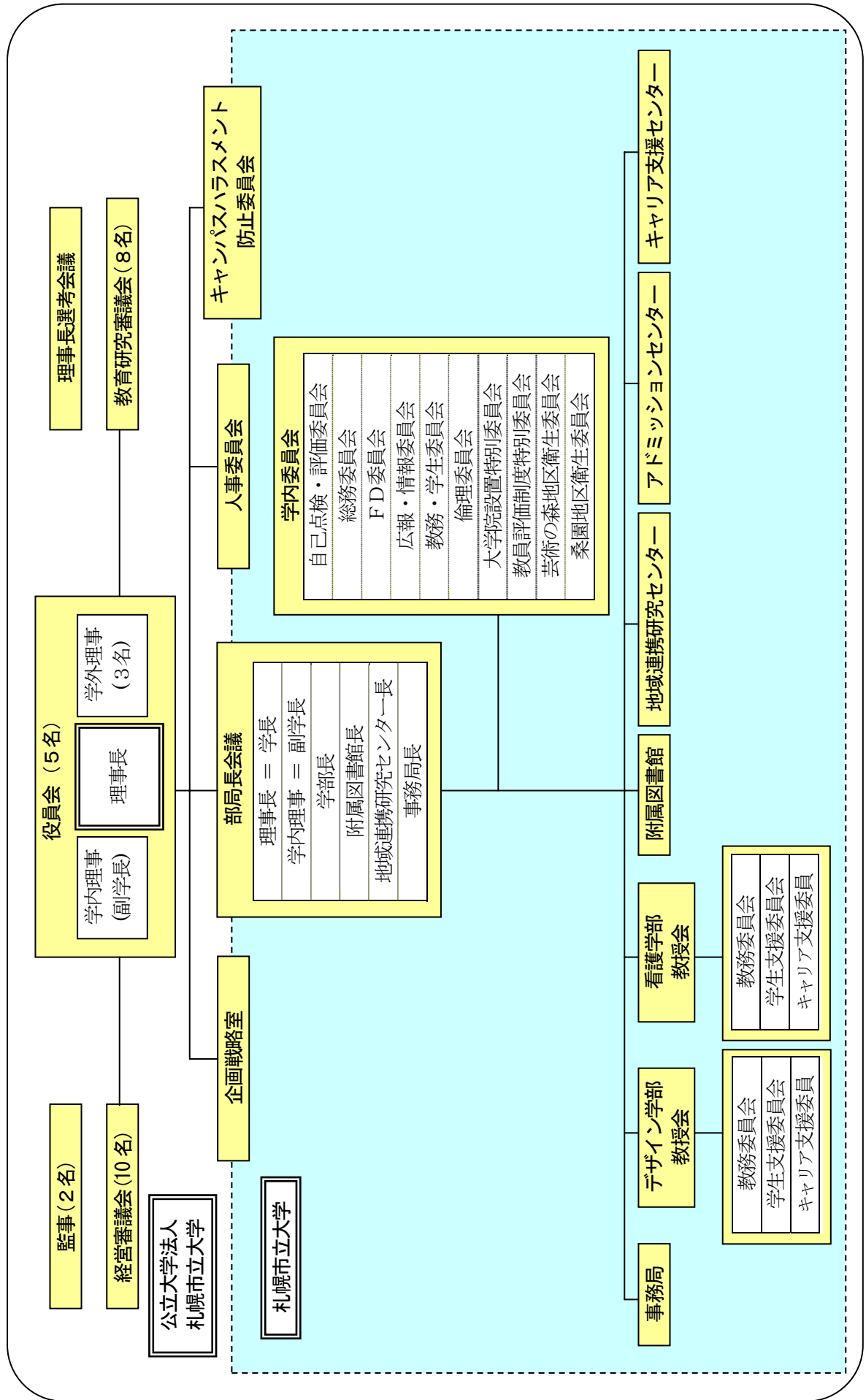
看護学研究科時間割 (修士2年)

時間 時限	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1 9:00 ~ 10:30												
2 10:40 ~ 12:10												
3 13:10 ~ 14:40												
4 14:50 ~ 16:20												
5 16:30 ~ 18:00							小児看護学特論II 精神看護学特論III					
6 18:10 ~ 19:40									老年看護学演習 在宅看護学演習 地域看護学演習 急性看護学演習 小児看護学演習 看護マネジメント演習			
7 19:50 ~ 21:20							小児看護学特論II 精神看護学特論III			急性期看護学演習 慢性期看護学演習II 精神看護学演習II 看護技術学演習II 看護教育演習		

桑園キャンパス 院生研究室見取り図



2009年度 公立大学法人札幌市立大学 組織図



委員会所管事項等

区分	委員会等	所管事項等	
	部局長会議	法人経営、教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整、協議	
	企画戦略会議	中期目標、中期計画、年度計画、将来構想、経営戦略、予算編成方針、学部等組織の設置・廃止、運営に係る企画・戦略	
	人事委員会	教員の配置、選考、その他教員人事に関すること	
	キャンパス・ハラスメント防止委員会	キャンパスハラスメントの防止、解決等	
	地域連携研究センター	研究活動の推進。共同研究・受託研究、寄附金等外部資金。知的財産／市民講座等地域貢献。サテライトキャンパスの活用／産学学公連携。国内外のネットワーク等	
	図書館	図書等の収集、整理、保存、閲覧及び貸出等/教育及び研究に必要な学術情報の提供/図書等の学内外の相互利用に関する事/その他図書等の充実に関する事	
	アドミッションセンター	入試の実施、選抜方法の改善、学生確保に係る事業の計画的な推進等	
	キャリア支援センター	就職支援学部間調整など	
学内委員会	常置委員会	自己点検・評価委員会	自己点検・評価、第三者評価に関する事
		総務委員会	情報公開・個人情報保護、倫理・人権、施設・設備等
		FD委員会	FDの企画、実施
		広報・情報委員会	広報・HP/情報基盤の整備、情報セキュリティ、情報倫理(違反行為についての調査、情報収集、意見表明等)
		教務・学生委員会	共通教育、学部連携、連携演習・連携研究等
		倫理委員会	研究倫理(対象者の人権擁護対応、研究協力の同意、危険と不快に対する配慮等)に関する事
	特別委員会	大学院設置特別委員会	定員、教員組織、入学者選抜、カリキュラム、施設、機器等
	教員評価制度特別委員会	評価方法、評価項目、導入スケジュール、活用等	
衛生委員会	芸術の森地区衛生委員会	教職員の健康障害防止の基本対策、健康の保持増進の基本対策、労働災害の原因・再発防止対策で衛生に係るもの	
	桑園地区衛生委員会	同上	
学部委員会	デザイン学部	教務委員会	専門教育、教育施設教室等の整備・管理、教務情報、実習、インターンシップ、特別授業等
		学生支援委員会	メンター、学内生活環境整備、課外学習奨励、奨学等
		キャリア支援委員会	就職支援(一般および専門企業開拓、研修、広報、資格取得)
学部委員会	看護学部	教務委員会	同上
		学生支援委員会	同上
		キャリア支援委員会	就職支援(就職情報・相談、広報、国家試験)、卒後支援など

2008年度公開講座開講一覧

資料 22
本文38ページ

月日	時間	事業名	区分	対象	演題	講師	備考
4月29日(火)	13:30-15:30	歴史の貴重な証言：日本国憲法の男女平等権に込めたベアテ・シロタ・ゴードンさんの思い	市民講座	一般	歴史の貴重な証言：日本国憲法の男女平等権に込めたベアテ・シロタ・ゴードンの思い	ベアテ・シロタ・ゴードン	受講者数130名(男性35名、女性95名)
6月7日(土)	13:00-14:35 14:50-16:00	生まれ変わる円山動物園～札幌市立大学の取組み～	市民講座	一般	第1部【報告】 本学が取り組んだプロジェクトの概要紹介 第2部【パネルディスカッション】 「札幌市民にとっての円山動物園のこれまで・これから」	酒井正幸(札幌市立大学デザイン学部教授)、市民代表、円山動物園職員他	受講者数 53名(男性28名、女性25名)
6月21日(土)	13:00-16:30	10代の性を守るために	専門講座	養護教諭、関連領域の大学生(教育学部、看護学部、人間福祉学部など)、高校生、一般市民	10代の性－札幌市の危機を直視する 生命の尊厳とセクシャリティ教育が目指すもの 10代の妊娠・出産がかかえる問題点－事例分析から 10代と語る－ピアサポートの意義とスキル	宮村もと子(札幌市議会議員・北海道看護協会理事) 宮崎みち子(札幌市立大学看護学部教授) 松浦和代(札幌市立大学看護学部教授) 中出佳操(北翔大学人間福祉学部教授)	受講者数 77名(男性12名、女性65名)
6月24日(火)	13:00-15:00	実践口腔ケア	専門講座	看護職	実践口腔ケア	村松真澄(看護学部講師)	受講者数 40名(男性3名、女性37名)
7月12日(土)	13:30-15:30	アーキテクチュラル・コミュニケーション／作品づくりを通しての地域交流	市民講座	一般	アーキテクチュラル・コミュニケーション／作品づくりを通しての地域交流	山田良(デザイン学部講師)	受講者数11名(男性7名、女性4名)
7月15日(火)	18:30-20:30	栄える地域のデザイン・減る地域のデザイン	専門講座	札幌圏の諸官庁の産業振興関連部署、製造業、デザインによる産業振興に興味を持つ学生、市民	栄える地域のデザイン、減る地域のデザイン	石崎 友紀(デザイン学部教授)	受講者数10名(男性7名、女性3名)
8月3日(日)	13:30-14:30	デザインスクールリーグ2008セミナー	市民講座	一般	動植物の魅力を伝えるデザイン	酒井正幸(デザイン学部教授) 矢部和夫(デザイン学部教授)	会場：インターナショナル・デザイン・イン・エンジンセンター(東京ミッドタウンタワー5階) 受講者数12名
8月30日(土)	10:00-12:00 13:00-16:00	臨床看護師のための指圧マッサージ実践講座	専門講座	看護職	指圧マッサージ法の基礎的知識と手技の基本 看護場面で活用できる指圧マッサージ手技とツボ(実技)	河内香久子(治療室シズ院長) 河内香久子(治療室シズ院長) 大野夏代(看護学部)	受講者数46名(男性1名、女性45名)
9月1日(月)	18:00-19:00	わが国の看護人材対策の動向	専門講座	看護職員、看護教員、看護職、病院長、施設長など関係者	わが国の看護人材対策の動向	寺山 洋一(厚生労働省医政局看護課 看護職員確保対策官)	受講者数56名(男性8名、女性48名)
9月4日(木)	10:00-15:00	新たなトランスファー技術－もっとらくらくな動作介助を学ぶ－	専門講座	本学看護学部との提携病院(北海道大野病院、札幌中央病院、札幌徳洲会病院)の看護職	新たなトランスファー技術	佐藤幸恵(動作介助研究会) 高城宗敏(動作介助研究会) 山本 聡(動作介助研究会)	桑園 受講者数16名(男性0名、女性16名)
9月9日(火)	13:00-15:00	積雪寒冷地の札幌で高齢者を健やかに生活するための知恵	市民セミナー	一般	積雪寒冷地で健康に暮らす秘訣・・・あなたのお口は健康ですか	村松真澄(看護学部講師)	受講者数20名(男性9名、女性11名)
10月8日(水)	13:00-15:00				積雪寒冷地での快適な排尿・・・排尿について心配なことはありませんか？	平井修二(医療法人社団共生会理事長) 原井美佳(看護学部助手)	受講者数19名(男性11名、女性8名)
11月18日(火)	13:00-15:00				積雪寒冷地地域の高齢者にとって安全で快適な住環境と入浴法	齊藤雅也(デザイン学部講師) 坂倉恵美子(看護学部教授)	受講者数19名(男性11名、女性8名)
1月15日(木)	13:00-15:00				痛みは、病気のサイン＝積雪寒冷地に住む高齢者の注意すべき病気について＝	山内正憲(札幌医科大学附属病院麻酔科講師) 進藤ゆかり(看護学部助教)	受講者数23名(男性10名、女性13名)
9月23日(火)	10:00-15:00	フィジカルアセスメント(呼吸器系・循環器系)を学ぶ	専門講座	本学看護学部との提携病院(北海道大野病院、札幌中央病院、札幌徳洲会病院)の看護職	フィジカルアセスメントを学ぶ	山内豊明(名古屋大学医学部教授)	受講者数59名(男性3名、女性56名)

月日	時間	事業名	区分	対象	演題	講師	備考
10月24日(金)	18:30-20:30	アジアの歴史的建造物から学ぶ	専門セミナー	建築関係者	アジア圏の歴史的建造物と札幌のまちづくり	羽深久夫(札幌市立大学デザイン学部教授)	受講者数41名(男性15名、女性26名)
11月21日(金)	18:30-20:30				ネパールにおける歴史的建造物とまちづくり	黒津高行(日本工業大学工学部建築学科教授)	受講者数32名(男性11名、女性21名)
12月19日(金)	18:30-20:30				韓国における歴史的建造物とまちづくり	中西章(東京工業大学附属科学技術高等学校科学・技術科立体造形・デジタルデザインの分野教諭)	受講者数34名(男性13名、女性21名)
1月23日(金)	18:30-20:30				日本近世における歴史的建造物とまちづくり	伊東龍一(熊本大学大学院自然科学研究科環境共生工学専攻助教授)	受講者数28名(男性12名、女性16名)
2月20日(金)	18:30-20:30				北海道における歴史的建造物とまちづくり	駒木定正(北海道職業能力開発大学校准教授)	受講者数25名(男性13名、女性12名)
11月1日(土)	10:30~12:00	札幌市立大学デザイン学部北海道デザインウィーク協賛講座 グリーン&エコデザインで生活を楽しむ	専門セミナー	緑化や環境デザインに興味を持っている建築・環境関係の専門家及び市民	産学官民でつくる環境共生住宅・エコ村	秋村昇(株式会社地球の芽 代表取締役)	受講者数16名(男性5名、女性11名)
11月1日(土)	13:00~14:30				環境共生のパーマカルチャーデザイン	糸長浩司(日本大学生物資源科学部教授)	受講者数20名(男性5名、女性15名)
11月2日(日)	10:30~12:00				五感を癒す庭園芸術	佐野藤石衛門(作家・京都植藤造園代表取締役)	受講者数23名(男性8名、女性15名)
11月2日(日)	13:00~14:30				イギリス庭園における芸術とデザイン	宮前保子(京都造形芸術大学環境デザイン講師)	受講者数18名(男性5名、女性13名)
11月3日(月)	10:30~12:00				エディブル・ランドスケープのデザイン	吉田恵介(札幌市立大学デザイン学部長・教授)	受講者数26名(男性10名、女性16名)
11月3日(月)	13:00~14:30				ビオトープ環境のデザイン	矢部和夫(札幌市立大学デザイン学部教授)	受講者数15名(男性4名、女性11名)
11月7日(金)	18:30-20:30	地球環境への提言シリーズ第1回	専門セミナー	まちづくり・建築関係の産官学関係者、大学生、一般	ドイツにおける省エネ対策の現状と思考背景 -フライブルグのまちづくりを事例として-	村上 敦(環境ジャーナリスト)	受講者数71名(男性52名、女性19名)
12月5日(金)	18:30-20:30	地球環境への提言シリーズ第2回 断熱改修のすすめ -環境先進国ドイツの実情と国産材を用いた断熱改修技術の紹介-			環境先進国のドイツにおける改修に関する支援制度と具体的事例 国産地場間伐材を用いた断熱改修技術の事例	小室 大輔(一級建築士事務所エネクスレイン代表) 飯田信男(飯田ウッドワークシステム(株)代表)	受講者数68名(男性57名、女性11名)
1月24日(土)	12:30-14:30	足・腰振動刺激付きバランス機器による高齢者転倒予防講座 -バランストレーニングで健やかな老後を-Aコース	一般セミナー	65歳以上80歳未満で、普段の生活で装具、杖などを使用せずに日常生活が自立している方	バランストレーニング①	田中敏明(東京大学先端科学技術センター特任教授)	受講者数18名(男性3名、女性15名)
2月21日(土)					バランストレーニング②		受講者数14名(男性3名、女性11名)
1月24日(土)	15:00-17:00	足・腰振動刺激付きバランス機器による高齢者転倒予防講座 -バランストレーニングで健やかな老後を-Bコース	一般セミナー	65歳以上80歳未満で、普段の生活で装具、杖などを使用せずに日常生活が自立している方	バランストレーニング①	田中敏明(東京大学先端科学技術センター特任教授)	受講者数18名(男性5名、女性13名)
2月21日(土)					バランストレーニング②		受講者数18名(男性5名、女性13名)
3月24日(火)	14:30-18:00	地域創成のためのデザイン	一般講座	一般市民、行政関係者、大学関係者、民間企業関係者、学生	第1部 特別講演 第2部 シンポジウム	小磯修二(釧路公立大学学長・地域経済研究センター長) 濱田康行(北海道大学経済学研究院教授) 原田 昭(札幌市立大学長・地域連携研究センター長) 武邑光裕(札幌市立大学図書館長) モデレータ: 城間祥之(地域連携研究センター 地域・産学連携部門長)	受講者数43名(男性31名、女性12名)
9月17日(水)	13:30-15:00	創造都市さっぽろ市民公開セミナー ~創造都市さっぽろに向けて~	共催講座	一般	基調講演「創造都市さっぽろに向けて」	佐々木雅幸(大阪市立大学大学院創造都市研究科教授)	芸術の森キャンパス階段教室 受講者90名

19コース
34コマ
計1,209名

2008年度 FD研修会実績

1. 全学FD研修会の開催

開催日	研修会名(講師)	場所	参加者(数)	備考
8月12日(火)15:00~16:45	学校教育法等に係る全学FD研修 (宮城大学 大泉教授(事業構想)、徳永教授(看護))	桑園:講義室1、 芸森:大講義室 (遠隔利用)	デザイン教員20名、看護教員26 名、事務職員16名、合計62名	
11月19日(水)14:30~15:00	教育GPの獲得経緯、今後の計画および展望(中村看護 学部長)	桑園:大会議室 芸森:大会議室 (桑園で講演し、 遠隔で芸森へ配 信)	デザイン教員20名、看護教員22 名、事務職員17名、合計59名	
1月14日(水)10:30~12:20	適切な成績評価とシラバスの作成(北海道大学 高等教 育機能開発総合センター 細川教授)	芸森:大講義室 桑園:講義室1 (芸森から配信)	デザイン教員19名、看護教員31 名、事務職員7名、合計57名	
3月5日(木)14:00~17:00	教育著作権セミナー(メディア教育開発センター 尾崎教 授)	サテライト	デザイン教員12名、看護教員11 名、事務職員5名、合計28名	

2. 学部FD研修会の開催

(1) デザイン学部

開催日	研修会名(講師)	場所	参加者(数)	備考
5月26日(月)10:00~11:00	デザイン学部教員としての心構え(吉田デザイン学部長)	理事会室	新任教員4名	
7月11日(金)18:10~19:30	建築士法改正の要点(那須講師、吉田デザイン学部長)	C103	教員14名、事務職員2名	
11月19日(水)18:00~19:00	コース別プレゼンテーション(各コース教員)	階段教室	教員27名、事務職員4名	
11月20日(木)16:30~18:00	道内就職環境について(北海道中小企業家同友会 専 務理事 細川氏)	階段教室	教員18名、事務職員6名	

(2) 看護学部

開催日	研修会名(講師)	場所	参加者(数)	備考
4月16日(水)17:15~18:00	在宅看護学領域講義・演習・実習展開の概要(菊地講 師)	講義室4	32名	
4月16日(水)16:30~17:15	精神看護学領域講義・演習・実習展開の概要(守村准教 授)	講義室4	32名	
4月23日(水)10:00~15:30	臨床実習における指導力の向上ーインシデントおよびア クシデント発生時の対応を考える(中村看護学部長)	講義室4他	37名	
8月5日(火)15:00~16:30	小児看護学領域における授業と実習展開の概要(吉川 准教授)	講義室4	30名	
9月5日(金)10:00~15:00	腰痛を防ぐ新たなトランスファー技術・Part2 (訪問看護ステーション 看護師 齋竹氏、江戸川医療専 門学校 作業療法学科教員 川井氏、介護老人保健施 設エンジェルコート 相談員 高城氏、中村看護学部長)	4階実習室	23名	
9月17日(水)16:30~18:00	日本看護学教育学会第18回学術集会『OSCEと模擬患 者養成』報告について(樋之津教授、吉川准教授、菊地 講師、佐藤講師、菅原講師、太田助教、進藤助教、三上 助教、福島助手)	講義室4	26名	
9月22日(月)10:00~15:00	腹部・神経系・運動系のフィジカルアセスメント技術につ いて(名古屋大学 山内教授)	4階実習室	23名	
10月15日(木)15:00~15:40	教育GP採択報告(中村看護学部長)	大講義室	43名(教員37名、職員6名)	
1月9日(金)13:00~16:00	ファシリテーターとしての教育力を磨く(岐阜大学医学教育 開発研究センター 藤崎教授)	4階実習室	34名(実技指導インストラクター 3名を含む)	
3月16日(月)16:00~17:00	地域看護領域における授業と実習展開の概要(保田講 師)	講義室4	29名	
3月24日(火)13:10~14:40	卒業研究を支援する(2)ー指導のポイントー (藤田保健衛生大学大学院保健学研究科 佐藤容員教 授)	講義室4	26名	